

平成30年
7月から
受付開始

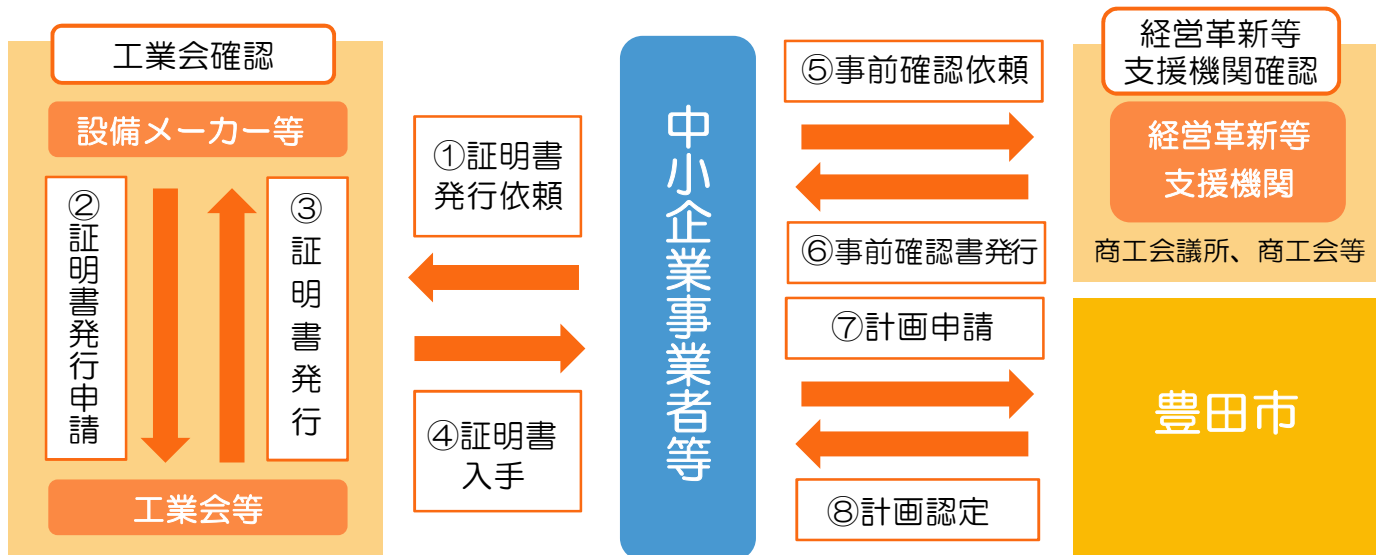
設備投資を行うなら今がチャンス！ 先端設備等導入計画について

▶ **先端設備等導入計画**は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。先端設備等導入計画の認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

▶ 先端設備等導入計画の主な要件

計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○算定式 $\frac{\text{（営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働力数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること。

▶ 先端設備等導入計画の認定フロー



支援措置の例

⑧ 計画認定後… ⑨ 設備取得 → ⑩ 豊田市へ税務申告

- ▶ 認定事業者に対する一部補助金における優先採択（審査時の加点）
- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援

支援措置 固定資産税が3年間“ゼロ”

- ▶ 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none">・機械装置（160万円以上/10年以内）・測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）・器具備品（30万円以上/6年以内）・建物附属設備（60万円以上/14年以内） →家屋と一体になって効果を果たすものを除く
その他要件	<ul style="list-style-type: none">・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準額を3年間ゼロに軽減

先端設備等導入計画の申請について

- ▶ 先端設備等導入計画の申請方法等につきましては、下記の専用ホームページから詳細を確認の上、ご提出をお願いいたします。

専用HP：豊田市「生産性向上特別措置法」に基づく先端設備等導入計画について

[http:// www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1024464.html](http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1024464.html)

▶ 提出先・問合せ先

豊田市役所 産業部 ものづくり産業振興課
ものづくり創造拠点担当（ものづくり創造拠点SENTAN内）
住所：〒471-0023 豊田市拳母町2-1-1
開館時間 火～土曜日（12/28～1/4を除く）10:00～21:30
TEL 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252
E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp